

新型コロナウイルス対策における税制上の措置

①不動産税務に関する項目

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 中小企業者等が所有する事業用家屋等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

②事業者に関する項目

- 納税の猶予制度の特例
- 欠損金の繰戻還付の特例
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 消費税の課税事業者選択届出等の提出に係る特例
- 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

③その他一般消費者等に関する項目

- 芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/

2020/4月号

コロナ対策で税制上の措置はされるが…

住宅ローン控除も措置

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月7日に経済対策が閣議決定されました。その中で税制においてもいくつか特別措置がなされる予定です。

内容は上図のとおり、事業者に対する措置を中心に、一般消費者向けにもいくつか設けられることになります。この中で重要な改正としては 2020年2月以降の売上が約20%以上減少した場合に最長1年間納税を猶予することができる制度、欠損金の繰戻還付について資本金10億円以下の企業まで適用を拡大する制度、事業家屋（土地は対象外）の固定資産税について一定期間の売上が30%以上減少していたら1/2、50%以上減少していたらゼロとする制度などでしょうか。一般消費者向けには、中止になったイベントチケット代等を放棄した場合に寄付金控除の対象とする制度なども設けられる予定です。その他、テレワークのため設備等を取得した場合の優遇措置も設けられます。

内容はどれも小粒

また、住宅ローン控除について消費税10%で取得した方向けに控除期間が 13年になる要件のうち、「2020年12月末までに居住する」という要件をコロナの影響により満たせなかつたとしても2021年までの居住でOK（2020年9月までの契約が条件）とする措置もなされます。

と、色々と税制措置は設けられそうですが結論から言うとどれも小粒でたいして話題にはならないでしょう。固定資産税の軽減措置は家賃支払猶予でもOKとのことで大きいかと思いまして建物等だけに絞るというこの期に及んでケチ根性を出しています。税金はそもそも利益に対して課すものですから、今は税制よりも助成金や給付金が求められているのかもしれません、経済活動が戻った後の税金を大幅に減免するなど、大盤振る舞いと言えるくらいの大規模なインパクトの大きい税制が求められると思います。

今月のコメント

コロナの影響で子供の学校は休校が続いている。息子は今年保育園卒園+小学校入学でしたが卒園式は簡便化、入学式にいたっては中止で学校に一度も通っておらず小学生になってない浪人生状態です。また、基本的に外出していないため、たまに運動不足を補うため近くに公園へ行ったり、ジョギングをしたりして過ごしています。勉強は家で本屋で買ったドリルなどをしています。漫画（鬼滅の刃など）も買って気晴らしさせています。が、この生活が長く続くと子供への影響は大きいのではないかと危惧しています。GW明けから学校再開してくれるといいのですが…

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

